

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案について、実地調査を実施しました。

令和3事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実地調査件数が大幅に減少した令和2事務年度から、実地調査件数（307件）、追徴税額合計（27億33百万円）は、ともに増加（対前事務年度比181.7%、190.6%）しました。

また、1件当たりの申告漏れ課税価格は3,705万円（対前事務年度比100.4%）、1件当たりの追徴税額は890万円（対前事務年度比104.8%）といずれも過去10年間で最高となりました。

○ 相続税の実地調査実績

項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	169件	307件	181.7%	
②	申告漏れ等の非違件数	155件	291件	187.7%	
③	非違割合 (②/①)	91.7%	94.8%	3.1ポイント	
④	重加算税賦課件数	29件	38件	131.0%	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	18.7%	13.1%	-5.6ポイント	
⑥	(注) 申告漏れ課税価格	6,240百万円	11,375百万円	182.3%	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	1,051百万円	2,659百万円	253.0%	
⑧	追徴 税額	本税	1,251百万円	2,344百万円	187.4%
⑨		加算税	183百万円	389百万円	212.6%
⑩		合計	1,434百万円	2,733百万円	190.6%
⑪	1件 当 た り 実 地 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) (注)	3,692万円	3,705万円	100.4%
⑫		追徴税額 (⑩/①)	849万円	890万円	104.8%

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和3事務年度においても、令和2事務年度に引き続き、簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は714件（対前事務年度比88.3%）、申告漏れ等の非違件数は86件（同102.4%）、申告漏れ課税価格は26億14百万円（同70.2%）、追徴税額合計は1億46百万円（同27.9%）でした。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項 目		事務年度等		対前事務年度比
		令和2事務年度	令和3事務年度	
①	簡易な接触件数	件 809	件 714	% 88.3
②	申告漏れ等の非違件数	件 84	件 86	% 102.4
③	申告漏れ課税価格	百万円 3,723	百万円 2,614	% 70.2
④	追徴税額	本税 百万円 517	百万円 140	% 27.1
⑤		加算税 百万円 7	百万円 6	% 85.7
⑥		合計 百万円 524	百万円 146	% 27.9
⑦	1 簡易な接触 申告漏れ課税価格 (③/①)	万円 460	万円 366	% 79.6
⑧	追徴税額 (⑥/①)	万円 65	万円 21	% 32.3

II 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する実地調査の状況

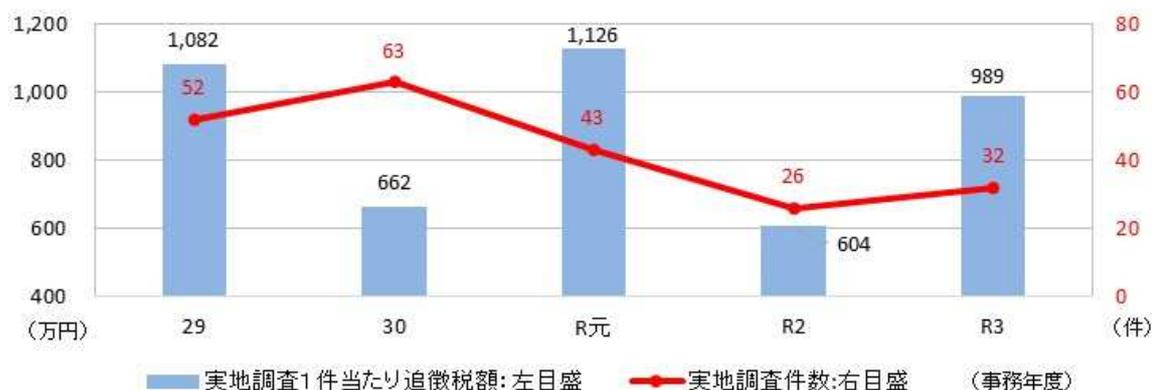
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和3事務年度においては、実地調査件数は32件（対前事務年度比123.1%）、実地調査1件当たりの追徴税額は989万円（同163.7%）でした。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	26件	32件	123.1%	
②	申告漏れ等の非違件数	23件	32件	139.1%	
③	非違割合 (②/①)	88.5%	100.0%	11.5ポイント	
④	申告漏れ課税価格	1,998百万円	3,009百万円	150.6%	
⑤	追徴税額	本税	127百万円	263百万円	207.1%
⑥		加算税	30百万円	53百万円	176.7%
⑦		合計	157百万円	317百万円	201.9%
⑧	1件当たり 実地調査	申告漏れ課税価格 (④/①)	7,683万円	9,402万円	122.4%
⑨		追徴税額 (⑦/①)	604万円	989万円	163.7%

○ 無申告事案に係る実地調査事績の推移



2 贈与税に対する実地調査の状況

相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和3事務年度においては、実地調査1件当たりの追徴税額は70万円（対前事務年度比97.2%）でした。

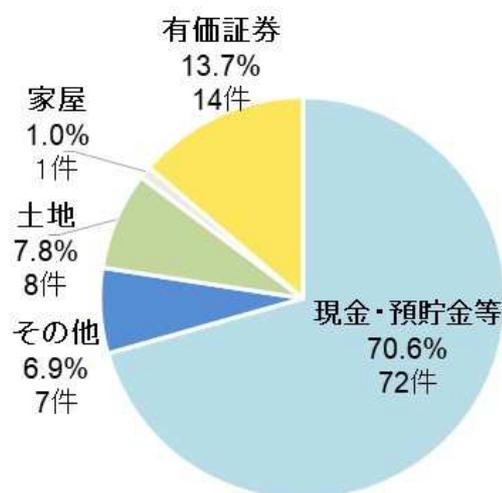
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	63件	93件	147.6%
②	申告漏れ等の非違件数	57件	92件	161.4%
③	申告漏れ課税価格	262百万円	355百万円	135.5%
④	追徴税額	45百万円	65百万円	144.4%
⑤	1件当たり 実地調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	417万円	382万円	91.6%
⑥	1件当たり 実地調査 追徴税額 (④/①)	72万円	70万円	97.2%

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



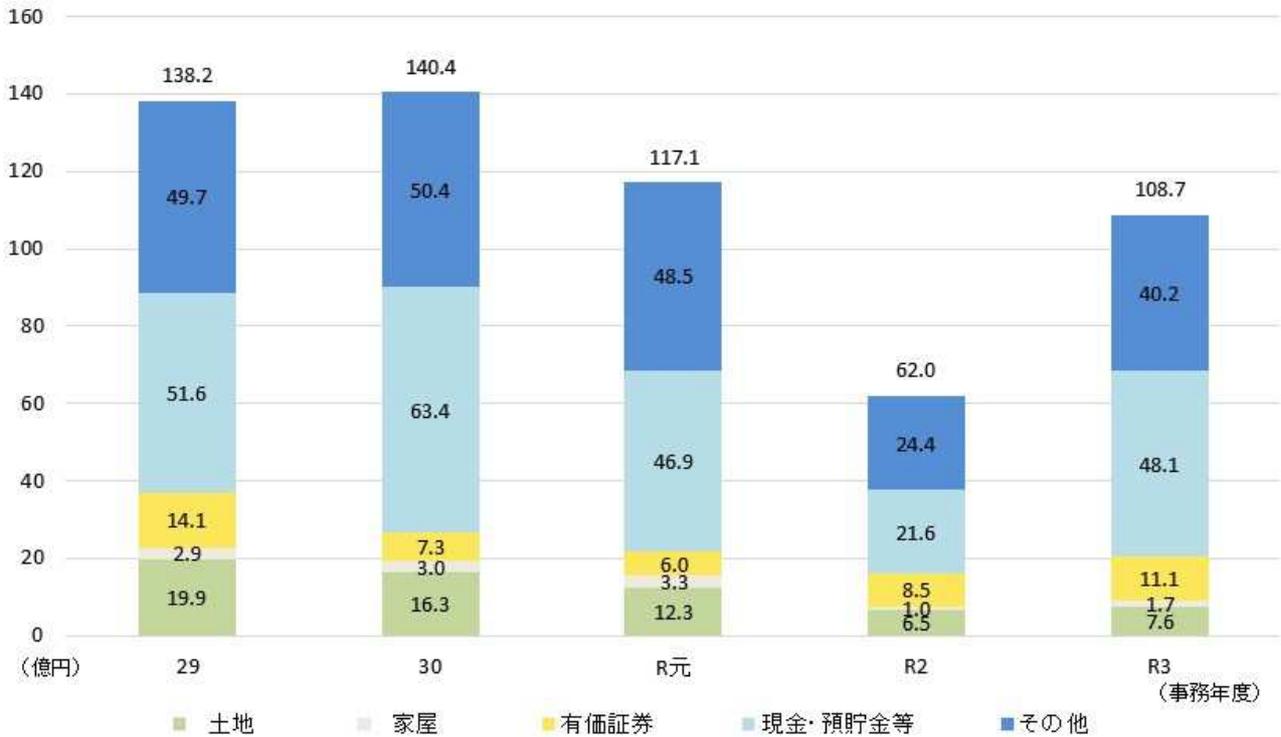
○ 調査事績に係る財産別非違件数



(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

